

諮問日：平成29年2月6日（平成28年度（情）諮問第18号）

答申日：平成29年4月28日（平成29年度（情）答申第2号）

件名：東京高等裁判所における特定の裁判官に対する嚴重注意に関する文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官に対する嚴重注意に関する文書の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、上記申出に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年9月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の裁判官に対して嚴重注意がされた事実は報道されており、本人もツイッターで自認している。本人は、ツイッターで処分の原因となった画像も明らかにしている。さしたる支障はなく、開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件対象文書につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び同条6号ニに相当するとして全部不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

(1) 東京高等裁判所長官は、特定の裁判官に対し、平成28年6月21日、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意（以下「本件注意」という。）を実施し、その旨を公表しているところ、本件対象文書は、本件注意に関する文書全てであると考えられる。

(2) 本件対象文書には本件注意の対象者の氏名等が記載されていることからすると、本件対象文書に記載された情報は、全体として本件注意の対象者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当する。

なお、本件対象文書に記載された情報は、上記(1)に記載した公表情報ではない。

(3) また、本件注意の実施は、人事管理に係る事務であることは明らかであるところ、本件対象文書に記載された本件注意に係る意思決定以外の情報を公にした場合は、人事担当者による調査若しくは率直・公平な判断に支障を及ぼし、又は下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意の対象となった職員の事務の取扱い及び行状の改善向上に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に記載された情報は、全体として、法5条6号ニに規定する人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--|
| ① | 平成29年2月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年3月13日 | 最高裁判所の職員（事務総局人事局調査課長）
から口頭説明聴取、本件対象文書の見分及び審 |

議

⑤ 同年4月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、本件対象文書の開示を求めるものである。原判断は、本件対象文書につき、法5条1号及び同条6号ニに定める不開示情報に相当するとして、全部不開示としたところ、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としているから、本件対象文書に記録されている情報の不開示情報該当性について判断する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件注意は、下級裁判所事務処理規則21条に基づくものであり、同条は、「高等裁判所長官（略）は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱い及び行状について注意を与えることができる。」と規定している。

上記の最高裁判所事務総長の説明及び口頭説明の結果を踏まえるならば、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的実質を含んだ処分とは異なるものであると判断される。

そして、裁判官については、憲法上その独立が強く保障されており、懲戒処分も、裁判官分限法に基づく分限裁判によって行われることとされていて（裁判所法48条、49条参照）、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意がされたとしても、そのことにより、当該裁判官に具体的な不利益が課されることは、予定されていない。また、裁判官の懲戒である分限裁判が確定したときは、官報に掲載して公告されることとされている（裁判官の分限事件手続規則9条）のに対し、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意は、公表が予定されていない。

下級裁判所事務処理規則21条に基づく裁判官に対する注意が上記のよう

な性質のものであることからすると、その運用自体が裁判官の個人的事情に関わる機微なものであるというべきであり、その手続きについては、当該裁判官の行状等の改善に対する実効性を確保する目的で、適切な時期に効果的な形でされるべきであるという観点等から慎重であるべきものと認められる。したがって、司法行政手続の中でその運用においてどのような手続がとられるのか、文書が作成されるのか、作成されるとしてどのような文書が作成、管理、保存されるのかなどについて、本来、これを公にすると、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく注意という人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

そうすると、本件については、本件対象文書の存否を答えるだけで、上記のような人事管理に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというべきであり、当該情報は、法 5 条 6 号ニに規定する不開示情報に相当する情報であるから、原判断においては、取扱要綱記第 5 に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきであったと認められる。

(2) この点について、苦情申出人は、本件注意が報道されているから支障はない旨主張し、最高裁判所事務総長も、本件注意が公表された旨説明している。

しかし、口頭説明の結果によれば、本件注意に関する報道は、東京高等裁判所が取材に応じた結果として、報道機関の責任において当該報道がされたにとどまるのであって、裁判所として公表したものではないことが認められる。上記(1)のとおり、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく注意は、公表することが予定されていないことその他の上記(1)に記載した注意の性質からすると、上記説明は合理的である。

そうすると、本件注意が報道されたことは、本件対象文書の存否を答える

べきでないとする上記(1)の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおりであるから、本件対象文書の全部を不開示とした原判断については、その存否を答えるだけで法5条6号ニに規定する不開示情報を開示することになると認められるので、本来は、その存否を明らかにしないで不開示とすべきであったというべきであるから、本件対象文書に記録された情報の法5条1号相当性について判断するまでもなく、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人